

名 称 所 主 た る事 務 所 地	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 者
の 種 類 サ ー ビ ス	障 害 福 祉
名 称 所 在 地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を行 う 所
年 月 日 指 定	事 業 事 業 事 業 事 業

青森県知事 宮 下 宗一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和7年12月3日

青森県告示第五百八十三号

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………（福祉が課い）……………
- 家畜伝染病の発生……………（畜産課）……………
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（地域企業課）……………

目 次

青森県報

令和七年
十二月三日
(水曜日)

第千号

青森県告示第五百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和7年12月3日

青森県知事 宮 下 宗一郎

ヨーネ病	病の種類	家畜の種類	発生の場所又は区域	年発月日生
牛	患畜	患畜、疑似		
一	十和田市	頭数		
七 〇 七	令和 二 〇 七	令和 二 〇 七		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月3日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ
むつ市中央一丁目一四九 外

社会福祉人共生会法	北津軽郡鶴田町
五 二	大字鶴田字押上町
就労選択	房業所飛翔食
多機能型事	北津軽郡鶴田町

令和
二
〇
七
一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- | 五
届出書及び添付書類の総覽 | 四
届出年月日
令和七年十一月十八日 | <table border="1" data-bbox="427 258 841 388"> <thead> <tr> <th data-bbox="770 258 841 388">区
分</th><th data-bbox="770 388 841 570">変
更
前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 258 770 388">るに営設舗小大
事関方のの売規
項す法運施店模</td><td data-bbox="592 388 770 570">刻び店う賣大
閉時者賣店規
店刻の業を行小
時及開行舗に小</td></tr> </tbody> </table> | 区
分 | 変
更
前 | るに営設舗小大
事関方のの売規
項す法運施店模 | 刻び店う賣大
閉時者賣店規
店刻の業を行小
時及開行舗に小 | 三
変更しようとする事項 | <p>2
代表取締役 紺野健治
株式会社デンコードー</p> <p>3
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八
代表取締役 高橋淳
株式会社横浜ファーマシー</p> <p>4
弘前市大字末広二丁目一の一〇
代表取締役 大久保勝之
東京都千代田区神田三崎町三丁目三
代表取締役 伊藤光博</p> |
|-------------------------------|--|---|--------|-------------|-------------------------------|--|-----------------|---|
| 区
分 | 変
更
前 | | | | | | | |
| るに営設舗小大
事関方のの売規
項す法運施店模 | 刻び店う賣大
閉時者賣店規
店刻の業を行小
時及開行舗に小 | | | | | | | |

		るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模	区
		刻び店う売お売大 閉時者業い店規 店刻のをて舗模 時及開行小に小	分
○閉三開二午後七時三 分店○店時分刻 時刻	株式会社横浜ファーマ シート アセツト 株式会社オーランド・	シート アセツト 株式会社オーランド・	変更前
午前一〇時	午前九時 午後九時 午前九時 午後八時〇時	午前九時 午後九時 午前九時 午後九時	株式会社横浜ファーマ シート アセツト 株式会社オーランド・
○閉二開一午後七時三 分店時時刻 時刻	シート アセツト 株式会社オーランド・	シート アセツト 株式会社オーランド・	変更後
午前一〇時	午前九時 午後九時 午前九時 午後九時	午前九時 午後九時 午前九時 午後九時	株式会社横浜ファーマ シート アセツト 株式会社オーランド・

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二一
代表取締役 伊藤光博

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八
代表取締役 高橋淳
株式会社横浜ファーマシー

三 変更しようとする事項

- 3
株式会社横浜アーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之

2
期間

- 午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする
意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の
ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を
提出する。

意見書の提出

提出期限
令和八年四月三日

2

3 記載事項

意見書は、日本語により記載すること

- (二) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及
意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書は、日本語により記載すること

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行